

令和8年度沖縄県文化芸術活動の充実及び活用補助金の公募に関する質問回答

番号	質問 日付	質問内容	回 答	回答日
1	9月19日	共通要件の「県民等に対する文化芸術の鑑賞又は参加等の機会を充実させる事業」について	観光客向け・県民向けのいずれを主とする事業におきましても、公募要領に定める共通要件を満たす内容であれば問題ございません。	9月24日
2	9月19日	マリンツアー事業者による応募について	本補助金の応募資格の一つとして、「文化芸術に関する事業を行っていること」と定めております。（公募要領p.2） 該当するかどうかの判断につきましては、ご提出いただく登記簿謄本や団体等概要書等に、文化芸術に関する事業の記載があるかどうかに基づいて確認を行っております。 そのため、提出書類に該当の記載があればご応募の対象となり得ます。	9月24日
3	9月19日	どのような点を重視して事業設計すると、本補助金の趣旨に沿いやすいか、可能な範囲でご教示いただけますと幸いです。	事業設計に関する具体的な意見につきましては、審査の公平性を保つ観点から、事務局からの個別のご案内や回答は差し控えております。 ただ、審査において重視される項目につきましては、公募要領（p.8）の「審査のポイント」に詳しく記載しておりますので、そちらをご参照の上、事業内容をご検討いただけますと幸いです。	9月24日
4	9月20日	東京都に所在する法人であっても、沖縄県内で文化芸術事業を実施する場合、本補助金への応募は可能でしょうか。	本補助金におきましては、東京都に所在する法人は応募資格の対象外となっております。 ご了承いただけますようお願い申し上げます。 （※公募要領p2 4. 応募資格（1）参照）	9月24日
5	9月20日	2026年11月2日に開催予定の沖縄公演を、複数年度にわたる事業の初年度の取り組みとして位置付けた場合、同公演に係る会場費、音響・照明費、出演・スタッフ関連費、機材運搬費、交通・宿泊費、広報宣伝費等を補助対象経費として申請することは可能でしょうか。	ご列挙いただいた費目について、「出演・スタッフ関連費」については詳細次第ですが、概ね補助対象経費として認められるかと思えます。（※公募要領p5 対象経費一覧 参照） ただし、本補助金の交付決定時期が12月を予定しているため、11月2日開催予定の公演にかかる経費については、時期の観点から、補助対象経費としてみなすことができません。	9月24日
6	9月20日	翌年度に沖縄県内での公演や、県内アーティスト・クリエイターとの連携企画等を実施する計画とした場合、複数年度事業として応募要件を満たす可能性がありますでしょうか。	「公演開催」と「県内アーティスト等との連携」がどのように関わって広がりを持つものなのか、その関連性や事業としての発展性が、事業計画書等から明確に読み取れる内容であれば、複数年度事業として満たす可能性はあると考えられます。	9月24日
7	9月20日	既に開催が決定・準備が進んでいる2026年11月の公演についても、交付決定前に契約・支払い等を行っていない経費であれば、補助対象となる可能性がありますでしょうか。	すでに開催が決定しているものでも、要件を満たせば補助対象となりえます。 ただし、今回ご検討されている事業に関しては、交付決定の前に公演そのものが終了してしまうものであり、お支払いの時期に関わらず、補助対象経費としてみなすことはできません。	9月24日

令和8年度沖縄県文化芸術活動の充実及び活用補助金の公募に関する質問回答

番号	質問 日付	質問内容	回 答	回答日
8	9月21日	応募資格について	補助金の応募資格の一つとして、 「文化芸術に関する事業を行っていること」と定めております。（公募要領p.2） 資格を満たすかどうかの判断につきましては、ご提出いただく登記簿謄本や団体等概要書等に、 文化芸術に関する事業の記載があるかどうかに基づいて確認を行っております。 そのため、提出書類に該当する記載があればご応募の対象となり得ます。	9月24日
9	9月21日	共通要件について	応募いただくにあたり、「複数年度にまたがって実施される事業であるか」といった点にいて確認いただく 必要がございます。 また、事業内容については、具体的に「どのような学びの場をご提供されるご計画か」といった点も含め、 公募要領（p.8）に記載しております「審査のポイント」を参考にしてください。	9月24日
10	9月24日	現行の履歴事項全部証明書には、文化芸術に関する事業目的の記載がないが、申請前に定款変更・目的変更登記を行い、文化芸術・伝統文化の記録、継承、普及等を目的に追加した場合、その変更後の登記簿謄本と団体等概要書をもって応募資格の対象となるか。	申請前に定款変更および目的変更登記を完了され、ご提出いただく「登記簿謄本」や「団体等概要書」等に 文化芸術に関する事業目的の記載がございましたら、本補助金の応募資格としてみなすことが可能です。 ただ、これまでの実績の有無につきましては、事業計画等と併せて審査の過程において評価に加味されますこと、 あらかじめご了承ください。	9月25日
11	9月24日	補助事業に直接従事するため新たに雇用する従業員・アルバイトの、補助事業に従事した時間分の人件費は対象となるか。求人媒体掲載料や人材紹介会社への手数料など、採用に要する費用は対象経費に含まれるか。	補助事業に従事した時間分の人件費は対象です。（公募要領 p.4） 人材を採用するための媒体掲載料や紹介手数料は、申請事業を実施するための直接的な経費というよりも、 組織体制の維持・強化を目的としてとらえられるため、対象経費には含められません。	9月25日
12	9月24日	県民等向けの文化体験会・ワークショップの参加募集や、補助事業の成果発信を目的とするSNS広告費は対象となるか。一般的な観光商品の販売促進広告とは区別して考える必要があるか。	補助事業の参加者募集や成果発信などに関する広告費等は対象になり、委託・外注費に該当します。 ただ、一般的な観光商品の販売促進広告には補助金は充当できません。	9月25日
13	9月24日	補助事業で制作する記録・解説コンテンツについて、既存サイト内の専用ページ制作・改修委託費や、そのページの翻訳費は対象となるか。	ホームページの制作に係る費用について、見積書や請求書、仕上がり等において「補助事業に該当する部分の費用のみ」が明確に区分されていることが確認できましたら、対象経費となりえます。	9月25日
14	9月24日	文化的な事業を行っており、定款に「イベントプロデュース事業」と記載しているが、応募資格として問題ないか。	「文化芸術に関する事業を行っていること」が書類上でも確認できるよう、提出書類の様式3「団体等概要書」内にその旨をご記載ください。	9月25日
15	9月25日	任意団体における納税証明書について	任意団体の場合は、代表者の「県税の納税証明書」（証明税目：県税全税目、証明事項：滞納がないこと）をご提出ください。（公募要領 p.8）	9月25日
16	9月28日	経費の対象期間について	次年度の準備に係る経費についても、公募要領に定める共通要件を満たす内容であれば問題ありません。	9月29日

令和8年度沖縄県文化芸術活動の充実及び活用補助金の公募に関する質問回答

番号	質問 日付	質問内容	回 答	回答日
17	9月28日	2年目の採択時期と経費の対象について	令和8年度は、4月1日を交付決定日としています。 前年度の対象期間終了日から、次年度の交付決定までの間の経費については、交付対象外となります。	9月29日
18	9月28日	申請主体となる団体について	新たに実行委員会を設立する場合や、既存の文化芸術団体との共同申請も可能です。 なお、共同企業体の場合、構成団体いずれも応募資格を満たす必要があります	9月29日
19	9月28日	補助対象期間外の公演について	補助対象期間以降に本公演が開催される場合、本公演の準備等に係る経費は補助対象外となります。 ただし、補助対象期間中に「試演等を目的とした事業」を実施される場合は、それに係る経費は対象経費としてみなせる可能性はあります。	9月29日
20	9月25日	補助対象事業と自主事業との区分について	補助対象事業と自主事業が一体となっている広告発信は経費の明確な切り分けが困難であると想定されるため、広告費を補助対象経費として認めることが難しい可能性が高いです。 事業内に自主事業を含める場合、自主事業によって生じた「収入」については、補助事業の収入として計上していただき、最終的な交付金額は、「補助対象経費の総額から収入額を差し引いた額」となります。	9月29日
21	9月25日	Webページの制作・維持費について	次年度の準備に係る経費についても、公募要領に定める共通要件を満たす内容であれば問題ありません。	9月29日
22	9月25日	審査項目について	審査において重視される項目につきましては、 公募要領（p.8）に「審査のポイント」として掲載しております。	9月29日
23	9月25日	人件費について	人件費について必要な証憑書類については、公募要領（p.4「（ア）人件費に関する書類」）に記載しています。	9月29日
24	9月25日	前年度の応募・採択状況について	前年度の応募・採択状況や、選定に関する審査内容等につきましては、非公表としております。	9月29日
25	9月24日	応募資格について	申請前に定款変更および目的変更登記を完了し、提出いただく「登記簿謄本」や「団体等概要書」等に文化芸術に関する事業目的の記載があれば、本補助金の応募資格としてみなすことが可能です。 ただ、これまでの実績の有無につきましては、事業計画等と併せて審査の過程において評価に加味されますので、あらかじめご了承ください。	9月29日
26	9月24日	人件費・採用関連費について	補助事業に従事した時間分の人件費は対象です（公募要領 p.4参照）が、人材を採用するための媒体掲載料や紹介手数料は、申請事業を実施するための直接的な経費というよりも、組織体制の維持・強化を目的としてとらえられるため、対象経費には含められません。	9月29日
27	9月24日	広告・情報発信費について	補助事業の参加者募集や成果発信などに関する広告費等は対象になり、委託・外注費に該当しますが、一般的な観光商品の販売促進広告に補助金は充当できません。	9月29日
28	9月24日	多言語サイト関連費について	見積書や請求書、仕上がり等において「補助事業に該当する部分の費用のみ」が明確に区分されていることが確認できましたら、対象経費となりえます。	9月29日
29	9月29日	採択結果等スケジュールについて	採択結果の通知及び補助金交付決定のスケジュールにつきましては、公募要領p.7に記載のとおりです。	9月29日

令和8年度沖縄県文化芸術活動の充実及び活用補助金の公募に関する質問回答

番号	質問 日付	質問内容	回 答	回答日
30	9月24日	本年度に文化交流・人材育成等の取組を開始し、翌年度に成果発表公演を実施する事業計画は、本補助事業の複数年度事業として申請可能でしょうか。	番号6のとおりです。	9月29日
31	9月24日	2年目の採択結果及び交付決定は何月頃を予定しているか。	2年目の採択結果及び交付決定は4月頃を予定しております。	9月29日
32	9月29日	既にある実店舗で企画展、ワークショップなどを開催する際の費用は対象経費になるか	実店舗で開催される企画展やワークショップなどの費用については、対象経費として計上することが可能です。 ただし、家賃や光熱費については、申請事業とそれ以外の利用との明確な区分が困難であるため、対象経費に含めることができません。 スタッフの人件費については、申請事業に係る業務内容や従事時間が明確にわかれば、対象経費とすることが可能です。	9月29日
33	10月5日	応募法人が自ら行う企画・制作・制作進行を行う場合、従業員に係る経費はどのようなになるか。	従業員の経費は、人件費に含めます。	10月1日
34	10月5日	プロデュース・制作業務に係る経費について	明確に支払いが確認できる経費でしたら、その他諸経費となります。ただし、「代表者及び役員に係る人件費（役員報酬等含む。）」については補助対象外となります。（公募要領p.6参照）	10月1日
35	10月5日	自社で実施することが適当でない専門的な業務を外部の専門家・事業者へ委託する場合について	委託・外注費となります。	10月1日
36	10月5日	単独で応募する任意団体が、会計処理は団体自らが行ったうえで、事業の進行管理、証憑書類の整理、実績報告書等の作成補助といった事務局支援業務を外部の事業者へ委託することは、委託・外注費の対象となるか	委託・外注費は、要綱にある通り、直接実施できないもの又は適当でないもの、としており、事務局が本来行うべき業務を外注することはできません。	10月1日
37	10月5日	公募要領では謝金の対象を「外部専門家等」としているが、応募者（共同企業体等の場合は構成員を含む）である任意団体の会員が、子ども等への芸能指導を行う場合、その指導に対する謝金は補助対象となるか。	当該会員が、応募者とは別の立場で（外部の方として）、専門的な知識・技能に基づき子ども等への芸能指導を行う場合は、「外部専門家等」への謝金として補助対象としてみなします。 ただ、応募者の構成員として事業の実施に従事する場合は、人件費として取り扱いになります。	10月1日
38	10月5日	法人設立前の段階から応募準備を進め、法人設立後に応募することは可能か。また、実績が十分になくても定款等から参加資格を満たすことは可能か。	申請前に法人を設立し、ご提出いただく「登記簿謄本」や「団体等概要書」等に文化芸術に関する事業目的の記載がございましたら、本補助金の応募資格としてみなすことが可能です。 ただ、これまでの実績の有無につきましては、事業計画等と併せて審査の過程において評価に加味されますこと、あらかじめご了承ください。	10月1日
39	10月5日	代表団体、構成員、実績等について。	問3のとおりです。	10月1日
40	10月6日	令和7年度中の概算払いはあるか。	公募要領記載のとおり、精算払いのみを想定しています。	10月2日

令和8年度沖縄県文化芸術活動の充実及び活用補助金の公募に関する質問回答

番号	質問 日付	質問内容	回 答	回答日
41	10月6日	役員が所属する企業、団体、個人事業名義に対する発注は可能か。	役員が所属する企業・団体等への発注については、当該役員の発注業務への関与の状況等を踏まえて、補助対象の可否を判断します。 発注内容、契約関係等から、実質的に当該役員本人が業務を実施し、その労務への対価と認められる場合は、補助対象外となりますが、役員が営む個人事業への発注については、補助対象外とします。（個人事業への発注は、実質的に当該役員本人に係る人件費に相当するものと考えます。）	10月2日
42	10月6日	任意団体についても誓約書の提出は必要か。	任意団体についても、誓約書は提出ください。	10月1日
43	10月6日	以前から実施している事業及びその費用について、補助事業と明確に内容や費用を区別したうえで申請することは可能か。	補助事業と自主事業が明確に区分できれば可能です。	10月1日
44	10月6日	プレゼンテーションについて。	日程については、公募要領のとおりとなります。 対象は、一次審査に合格した応募者です。 プレゼンテーションの説明時間等、詳細については一次審査の結果通知と併せて連絡します。	10月5日
45	10月6日	見積書等について	申請の時点で積算に係る見積書の提出は不要です。	10月5日